

## 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度のご案内

### 生活保護制度について

生活保護は、資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

この制度の利用を希望される方は、状況を確認する必要がありますので、お気軽にご相談ください。

### 生活困窮者自立支援制度について

生活保護の受給には至らないが、経済的に困窮している方について、茨城県福祉相談センター（県央福祉事務所）では、生活にお困りの方々がより身近に相談できるよう、町において出張相談を実施しています。

仕事が見つからない、病気で働けない、家族の事で悩んでいるなど、一人で抱えこまず、まずはご相談ください。

- ▶ **相談日** 原則毎月第2金曜日
- ▶ **開設時間** 午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）
- ▶ **場 所** 茨城町役場2階 第5会議室
- ▶ **相談内容**

#### 家計改善支援

気付けばお金が無くなっていて何に使ったか分からない、借金の返済が生活を圧迫している等、日々のお金のやりくりで不安を感じている方に対し、家計の見直しを相談員と一緒にいきます。

#### 就労準備支援

長い間働いておらず、働く自信を失ってしまっている方、社会との関わりに不安がある方等を対象に、支援メニューを通して就労するための基礎的な能力を持てるようサポートします。

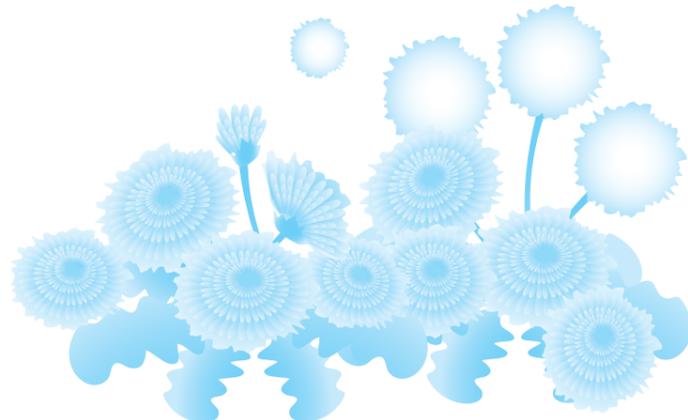
#### 一時生活支援事業

住むところがないなど住居が不安定な状況にあり、生活に困っていて収入等が一定水準以下の方に、ごく短期間、宿泊場所や衣類、食事を提供し、あわせて退所後の就労支援などを行います。

- ▶ **料 金** 無 料
- ▶ **申込方法** 予約制で相談を受け付けます。下記の問い合わせ先までお申し込みください。
- ▶ **そ の 他** 新型コロナウイルス感染症の状況により、場所等を変更する場合があります。

#### 【相談予約・問合せ先】

茨城県福祉相談センター生活保護課（相談支援員又は就労支援員） ☎029-226-1512  
茨城町社会福祉課 ☎029-240-7112（直通）



## 特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当のご案内

### 特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の方を、家庭で養育している保護者に支給されます。

#### 手帳等による等級の目安

##### 1級（重度）

- ▶ **手当額** 52,500円／月（令和2年度）
- ▶ **対 象** ・身体障害者手帳がおおむね1、2級（内部疾患は例外があります）  
・療育手帳が㉔、A  
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

##### 2級（中度）

- ▶ **手当額** 34,970円／月（令和2年度）
- ▶ **対 象** ・身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）  
・療育手帳がおおむねB  
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

- ▶ **支給方法** 年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。

※前年の所得が一定額以上の場合、児童が障がいによる公的年金を受けている場合は支給されません。



### 特別障害者手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

- ▶ **手 当 額** 27,350円／月（令和2年度）
- ▶ **支給方法** 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※重度の介護認定（要介護4～5など）を受けており、常に特別の介護を必要とする方は、手当の対象となる場合があります。

※前年の所得が一定額以上の場合、福祉施設等へ入所している場合、病院等に3か月を超えて入院している場合は支給されません。

### 障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がい重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

- ▶ **手 当 額** 14,880円／月（令和2年度）
- ▶ **支給方法** 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合、福祉施設等へ入所している場合は支給されません。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎029-240-7112（直通）